

高齢者施設における 新型コロナウイルスワクチン接種体制について



令和3年2月19日

各務原市 介護保険課・健康管理課

はじめに

- この説明会は入所・入居系高齢者施設への接種体制について、国からの通知を基に行うものです。
- 高齢者(※)向け優先接種は、国の示すスケジュールでは、4月1日以降に開始する予定です。
※令和3年度中に65歳に達する者
- 説明の内容については、現時点での案であり、今後変更もあり得ることを予めご承知おきください。

目次

- 接種の概要、スケジュール
- 高齢者施設の入所者への接種
- 高齢者施設の従事者への接種
- 高齢者施設における今後の進め方
- ワクチン接種についてのQ&A

目次

- 接種の概要、スケジュール
 - 1 基本的な考え方
 - 2 接種スケジュール
 - 3 事業イメージ
 - 4 接種券（現時点案）

基本的な考え方

- ワクチン接種は、国の指示のもと、県の協力により、市において実施します。
- 市は住民向けの接種体制を構築し、接種を希望する方は原則居住地（住民票所在地）の市町村で接種を受けることとなります。
- ただし、長期間入院又は入所している等、やむを得ない事情がある方については、居住地以外の市町村で接種を受けることができます。
- 接種費用は全額公費で、無料で接種を受けられます。

接種場所の原則と例外について

原則（住所地内で接種）

- ・住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・単身赴任者 等

市町村への申請が不要な方

- ・入院・入所者
- ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・災害による被害にあった者
- ・拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



ワクチンの接種を受けるにあたって

①接種を受ける際の同意

- 新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と、副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。
- 受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。
- 本人の意思確認が難しい場合、家族やかかりつけ医の協力を得ながら意思確認を行います。

②万が一副反応が起きた場合の補償

- 一般的にワクチン接種では、きわめて稀ではあるものの、副反応による健康被害あることから、救済制度が設けられています。
- 救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

目次

- 接種の概要、スケジュール
 - 1 基本的な考え方
 - 2 接種スケジュール
 - 3 事業イメージ
 - 4 接種券（現時点案）

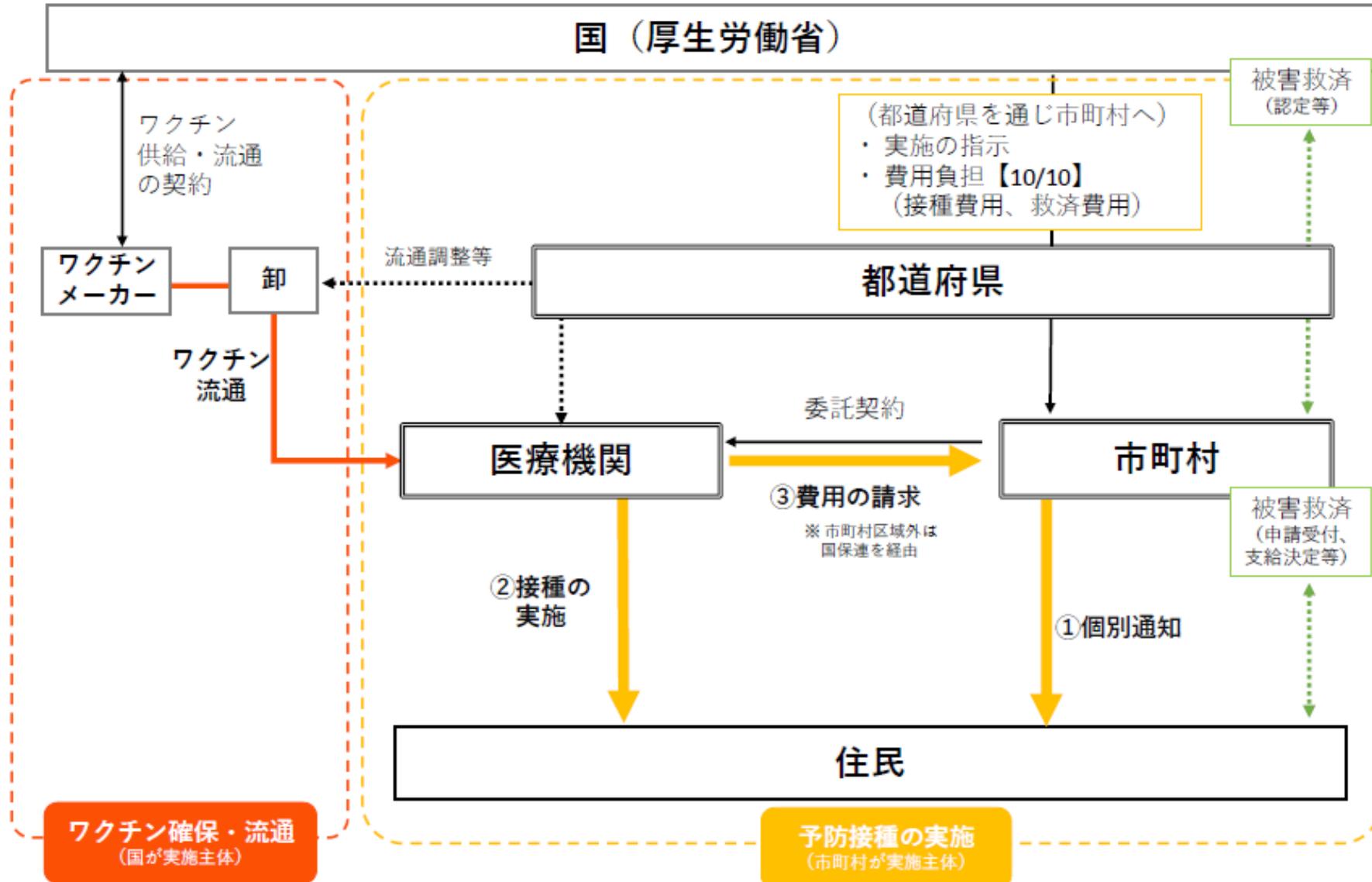
当市における接種スケジュール

接種区分	接種開始時期（予定）	接種場所
1. 医療従事者等 （約3,600人） ※県と市で調整し実施	令和3年3月中旬	市内病院（集団接種）
2. 65歳以上高齢者 （約40,000人）	令和3年4月1日以降	市が設置する特設会場（集団接種） ※病院・診療所（個別接種）も検討中
高齢者施設等の入所者 （約2,000人）	調整中	<ul style="list-style-type: none"> ・上記、集団・個別接種 ・高齢者施設、障がい者施設等の入所施設（巡回接種）
3. 高齢者施設等の従業者 （約2,000人）		
4. その他の方 （約99,000人） ※基礎疾患を有する方等を優先	令和3年5月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・市が設置する特設会場（集団接種） ・病院・診療所等（個別接種） ※ワクチンの供給状況に応じて、利便性も踏まえて、検討。

目次

- 接種の概要、スケジュール
 - 1 基本的な考え方
 - 2 接種スケジュール
 - 3 事業イメージ
 - 4 接種券（現時点案）

事業イメージ



目次

- 接種の概要、スケジュール
 - 1 基本的な考え方
 - 2 接種スケジュール
 - 3 事業イメージ
 - 4 接種券（現時点案）

接種券（現時点案）

接種券			
券種	2	ワクチン接種	1回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）			

接種券				予診のみ			
券種	2	ワクチン接種	1回目	券種	1	予診のみ	1回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890			券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）				 OCRライン（18桁）			
券種	2	ワクチン接種	2回目	券種	1	予診のみ	2回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890			券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎		
 OCRライン（18桁）				 OCRライン（18桁）			

接種を受ける方へ

- シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(副券)	
Certificate of Vaccination for COVID-19	
1回目	〇〇県〇〇市 (シール発行済)
接種年月日	
2021年 月 日	
接種場所	
2回目	〇〇県〇〇市 (シール発行済)
接種年月日	
2021年 月 日	
接種場所	
氏名	厚生 太郎
住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 性
〇〇県〇〇市長 日本 一朗	

※ 接種時点では、市町村から発行された接種券のほか、予診票等が必要

目次

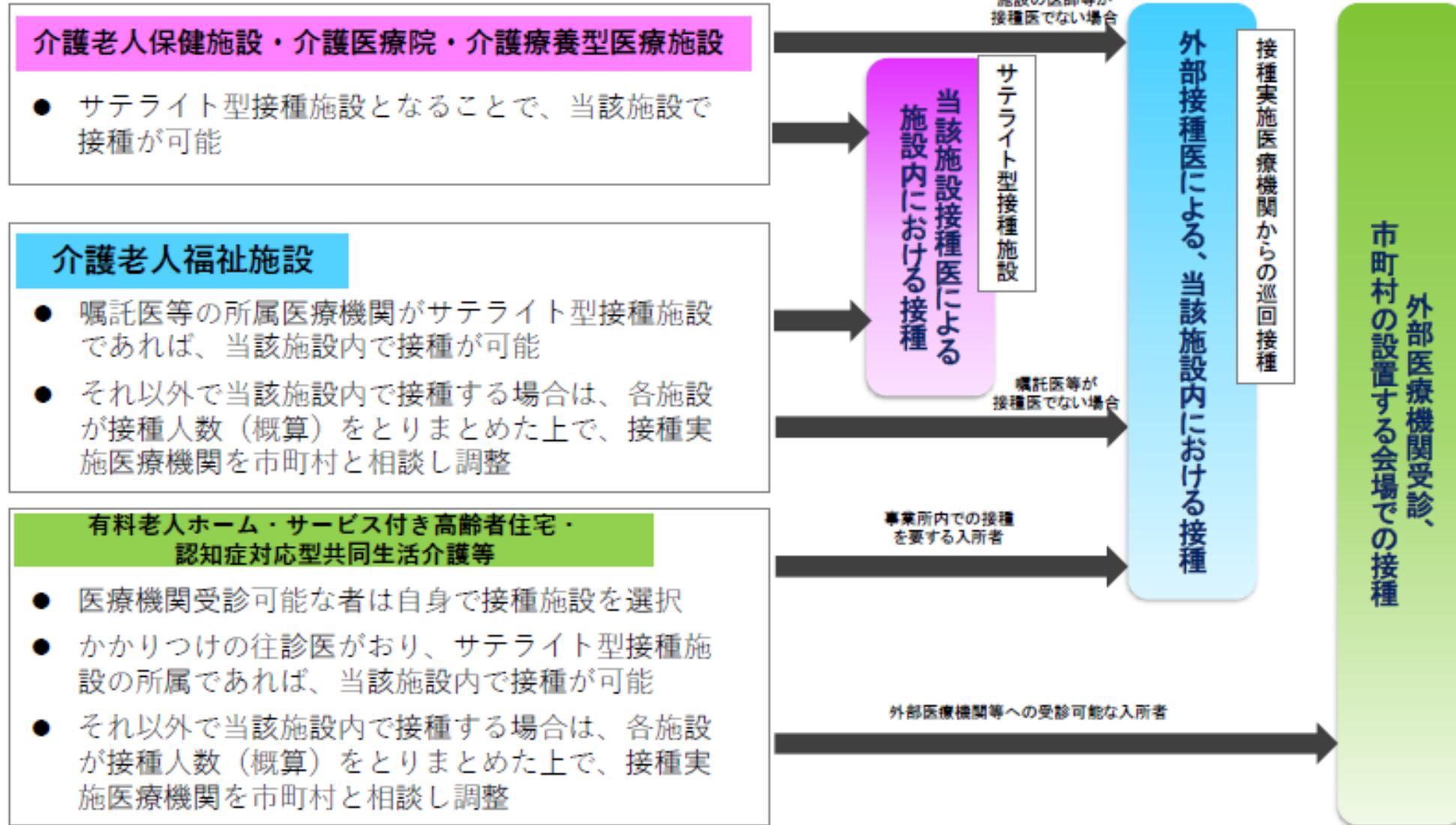
- ・ 高齢者施設の入所者への接種
 - 1 接種場所の検討
 - 2 入所者への説明
 - 3 請求事務

接種場所の検討

- ワクチンの接種は、市が設ける会場、医療機関（介護老人保健施設等の医療提供施設では当該施設での接種や、特養等では施設の巡回接種も可能）いずれでも実施可能です。
- 高齢者施設の入所者の平時の予防接種の方法を踏まえつつ、接種場所を検討することが必要です。
- ワクチンは複数回分が1バイアル（瓶）として供給されることから、施設等内においての接種を実施する場合は、接種可能人数を可能な限り多くする必要があります。

高齢者施設の入所者への接種の進め方（概要）

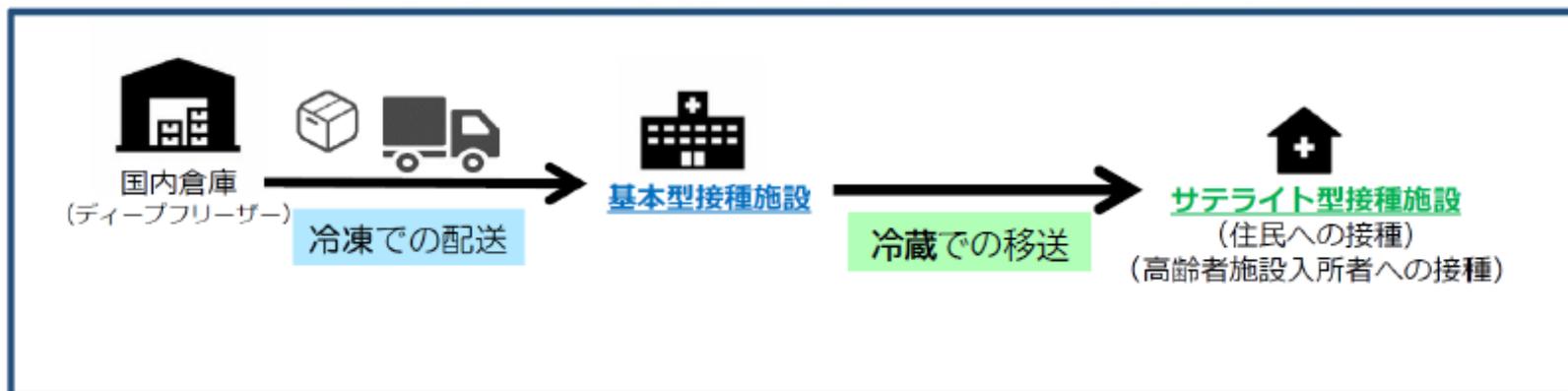
- 高齢者施設の入所者への接種方法は、本人の選択又は施設が調整。標準的な実施方法は以下の通り。



注1) ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う医療機関を「基本型接種施設」、基本型施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う医療機関を「サテライト型接種施設」という。

ファイザーのワクチンとサテライト型接種施設について

- ファイザー社のワクチンについては、1回の配送単位が約1000回接種分と大きく、超低温の保管を要することから、保管が可能な施設に限られる。
- 保管を行わない施設でも接種できるように、基本型接種施設から、頻繁に冷蔵で移送し、ワクチンの有効な期間内（5日以内）に接種することができるようにする。



サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、サテライト型接種施設を設置できる。

サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
 - 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり4個を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

- 2°C～8°Cを保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷凍した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9%生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（冷凍庫から取り出した5日後）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送。

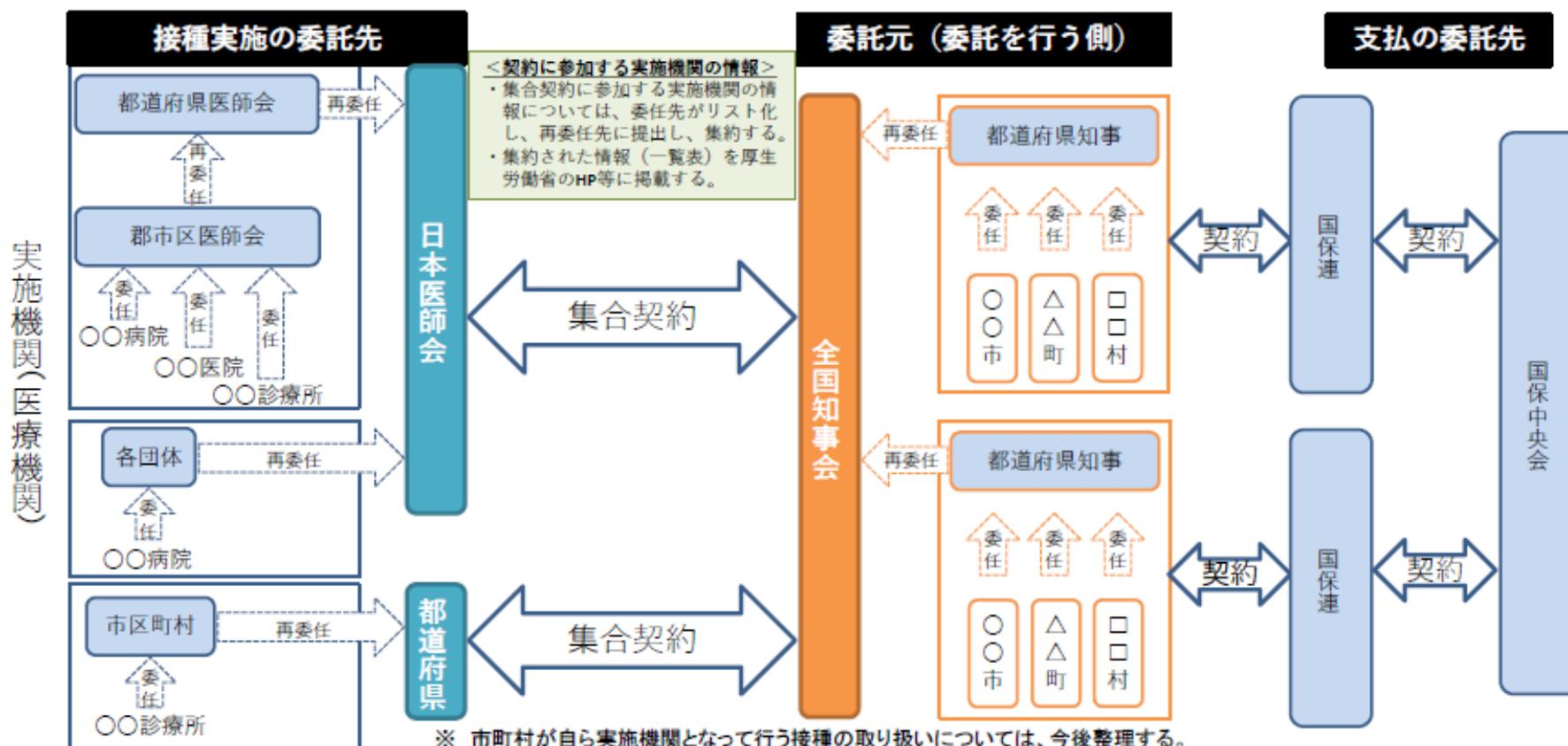
- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として3時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。
- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。）

ワクチン接種を行うための留意点

- ワクチンの入手及び接種は、あらかじめ登録を行った医療機関（以下「接種実施医療機関」という）でしか行えません。
- 接種を希望する方が、病院や診療所等に赴いて接種を受ける場合、当該医療機関が接種実施医療機関であれば、接種が受けられます。
- 施設内で接種を行うためには、当該施設の嘱託医や協力医が所属する医療機関が、接種実施医療機関となる必要があります。
- 嘱託医等が接種実施医療機関に該当しない場合で、施設内での接種を希望する場合は、市に相談してください。

接種実施に関する委託の集合契約（イメージ）

- 市と医療機関の間で締結するワクチン接種の委託契約については、事務負担の軽減のため、それぞれをグループ化し、グループ同士で集合契約の方式により実施します。



目次

- ・ 高齢者施設の入所者への接種
 - 1 接種場所の検討
 - 2 入所者への説明
 - 3 請求事務

入所者への説明

入所者のワクチン接種の希望の有無を確認し、接種を希望する場合は以下を確認します。

- 接種券が手元に届いているか
- 希望する医療機関が接種実施医療機関であるか

<接種当日>

- 予診票の記入は済んでいるか（本人の意思確認があるか）

※意思確認が難しい場合であっても、家族や、嘱託医等の協力を得ながら意思確認を行ってください。接種についての同意を確認できた場合にのみ、接種が可能となります。

- 体調の変化はないか
- 接種券と予診票その他必要な持ち物はあるか
- （2回目の接種の場合）1回目と同じワクチンの種類であるか

<接種後>

- 予防接種済証をもらい、保管しているか
- 体調の変化はないか

※副反応による体調の変化に留意してください。応急対応が可能な状態で観察するほか、事前に施設内で連絡体制を確保しておく必要があります。

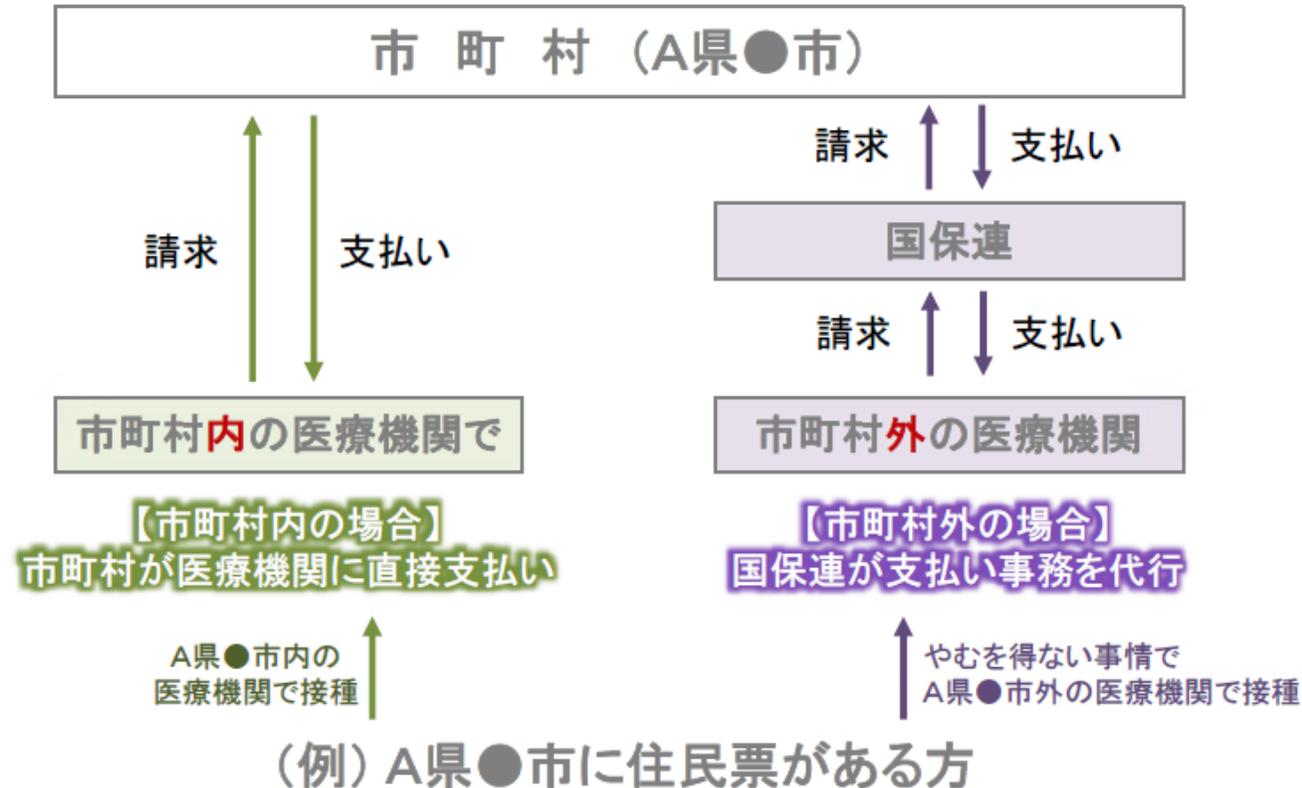
- （1回目の接種の場合）接種券を保管しているか

目次

- ・ 高齢者施設の入所者への接種
 - 1 接種場所の検討
 - 2 入所者への説明
 - 3 請求事務

請求事務（医療提供施設で実施した場合のみ）

- 介護老人保健施設等の医療提供施設が、接種実施医療機関として実施した場合には、施設等がワクチン接種に係る費用の請求を行います。
- その際、施設所在地と異なる住民票所在地の入所者の費用請求は、国保連へ請求します。
- 巡回接種等により実施した場合は、施設等に請求事務は発生しません。



目次

- ・ 接種の概要・スケジュール
- ・ 高齢者施設の入所者への接種
- ・ 高齢者施設の従事者への接種
- ・ 高齢者施設における今後の進め方
- ・ ワクチン接種についてのQ&A

高齢者施設従事者への接種

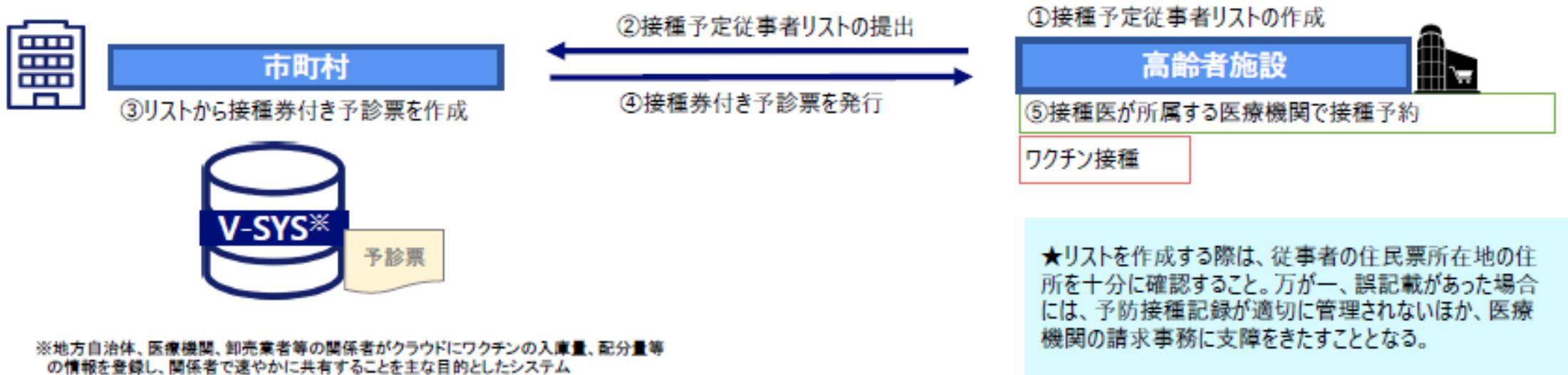
- 重症化リスクの大きさを踏まえ、高齢者施設従事者の接種順位は高齢者の後と位置付けられています。
- しかし、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、一定の要件(※)を満たす施設において、特例として同じタイミングで入所者と従事者の接種を行える場合があります。

※一定の要件

- ワクチン流通量の単位から入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること。
- 市及び高齢者施設の双方の体制が整うこと。
- 施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも、入所者の接種後の健康観察が可能であること。

岐阜県は、「非常事態緊急対策（令和3年1月9日発令）」において、新型コロナウイルス感染症に対する医療・福祉対策として、施設従事者においても優先的に接種を行うことを推進しています。

- 特例的に入所者と同じタイミングで接種を行う場合、施設等は接種を希望する従事者の名簿を作成し、市へ提出します。
- 市は接種券付き予診票を作成し、発行します。



目次

- ・ 接種の概要・スケジュール
- ・ 高齢者施設の入所者への接種
- ・ 高齢者施設の従事者への接種
- ・ 高齢者施設における今後の進め方
- ・ ワクチン接種についてのQ&A

各務原市の高齢者施設における今後の進め方（目安）

- 2月19日(金) 説明会開催
 - 調査票への記入、回答
 - 接種場所の検討、接種予定者数（概算）の把握
 - 自施設が接種施設となるかの検討、嘱託医等が接種医かどうかの確認
 - 従事者の同時接種の有無、接種予定者数（概算）把握
 - **2月26日(金) 調査票提出〆切**
 - ※3月上旬 入所者への説明、接種予定者リストの作成
 - ※3月中旬 市へリストの提出
 - ※3月下旬 接種医、日時の決定 接種予定者への連絡
- ※詳細は追って連絡

調査票記入にあたっての留意事項

回答期限 2/26(金)

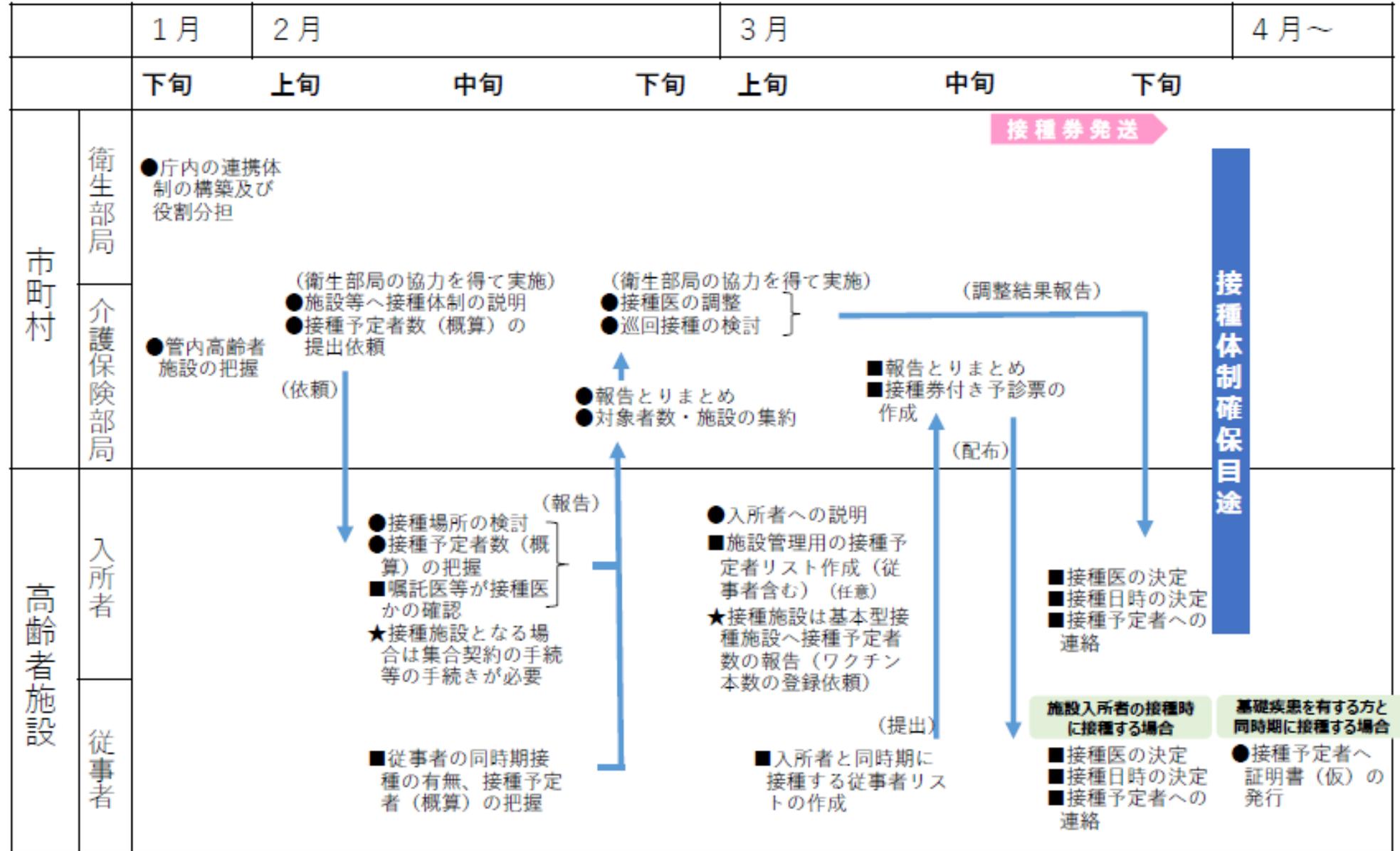
様式：高齢者施設における新型コロナワクチン接種に係る調査票

記載例

基本情報		法人名	社会福祉法人〇〇会	
		施設名	〇〇苑	
		施設種別	認知症対応型共同生活介護	
		所在地	〇〇町〇〇	
		担当者名	〇〇 〇〇	
		連絡先	000-000-0000	
質問項目	1.入所者について	1-1.入所者数（65歳以上）※回答時点のもの	〇〇名	
		1-2.うち接種希望者数 ※回答時点の概数	〇〇名	
	2.希望する接種方法について（回答時点での予定）	集団接種（市の設置する特設会場で接種を受ける）	〇〇名	
		個別接種（自身で選択した医療機関で接種を受ける）	〇〇名	
		巡回接種（施設の医師等の訪問により施設内で接種を受ける）	〇〇名	
		その他（ ）	〇〇名	
	3.施設内での接種を希望する場合、接種に協力してくれる配置医、嘱託医、かかりつけ往診医、協力医等があるか。	①いる ②いない		①いる
		①の場合	所在地（①市内又は②市外）	②市外
			医療機関名	〇〇医院
			担当医名	〇〇 〇〇
	②の場合	市に医師の確保を、①希望する②希望しない		
	4.平時の予防接種（インフルエンザ等）の方法とその人数について	施設の医師による、施設内での接種		〇〇名
		外部の医師による、施設内での接種		〇〇名
		外部医療機関の受診による接種		〇〇名
		入所者や家族に任せている		〇〇名
その他（ ）		〇〇名		
5.従事者について	5-1.従事者数 ※回答時点のもの、非常勤含む		〇〇名	
	5-2.うち入所者と同時期の接種希望者数 ※回答時点の概数		〇〇名	

- 一つの法人で複数の施設種別がある場合、法人として一括で提出していただいても構いませんが、回答は施設種別ごとに記載ください。
- 質問項目1、2、5の人数は、現時点での概数で結構です。
- 人数の記載については、該当者がいない場合も、空欄ではなく「0名」などにご記入ください。
- 質問項目3は、施設内での接種を希望する場合のみ、ご記入ください。施設内での接種を希望する施設は、当該施設の配置医、嘱託医、かかりつけ往診医、協力医等に対し、施設内での接種実施が可能かどうか、ご確認ください。
- 本調査を元に、市としての接種体制を検討させていただきます。必ずしも希望通りの接種方法とならない場合もございますのでご了承ください。

詳細スケジュール（目安）



■印：介護保険施設のほか、一定の要件を満たした施設において、当該施設内で接種をする場合 ★介護老人保健施設等として接種施設となる場合

サービス種別ごとの接種の進め方①

- 基本型接種施設からワクチンを冷蔵（2℃～8℃）で移送し、接種を実施 ※移送用の保冷ボックスは基本型施設に配置予定
- 当該施設の医師が入所者に接種
- ※ 集合契約、V-SYSによる入力・報告、ワクチンの受け取り・保管管理、別途行われる市販直後調査への協力が必要

行政との間で行う手続や調整

- 接種場所及び接種予定者数（概算）を市町村へ申告
- ワクチン移送元となる基本型接種施設の確保
- 集合契約への参加（委任状の提出）
 - 管理システムに入力のうえ、とりまとめ団体に提出
- V-SYSのIDを受け取る
 - 委任状提出時に登録したメールアドレスに、IDとパスワードが送られてくる
- V-SYSへの初期登録
 - 医療機関情報、接種医師情報、基本型施設番号等をV-SYSに入力

施設側で行う準備

- 当該施設入所者の接種場所の決定
 - サテライト型接種施設として施設内接種を想定
- 接種予定者数（概算）を把握
- 接種希望の確認（本人（または家族））
- 当該施設の接種予定者リストの作成
- 基本型接種施設へのワクチン必要数の申告
- 当該施設の接種予定者の接種券（クーポン券）の到着確認
- 基本型施設からのワクチン到着予定日の連絡
- 接種日時の決定、接種の従事者確保
- 接種予定者への連絡

ワクチン必要量の確認

2月

3月前半

接種まで

接種後

- ◎基本型施設からワクチン移送：ワクチンを小分けし基本型施設から移送（冷蔵＜2℃～8℃＞で移送）
- ◎接種の実施：当該施設の入所者への接種を実施、予防接種済証を交付。

- 接種後の入所者の健康観察
- V-SYSへの接種者数等の報告（V-SYSへの入力）
- 費用請求
 - 接種券（クーポン券）を市町村・国保連に提出

サービス種別ごとの接種の進め方②

介護老人福祉施設

- 接種医療機関（基本型接種施設又はサテライト型接種施設）がワクチンを冷蔵（2℃～8℃）で持ち込み、接種を実施する

2月

行政側で行う調整

- 施設等内接種を要する施設・人数を介護保険部局がとりまとめ、衛生部局と連携し、郡市区医師会の協力を得て調整

行政との間で行う手続や調整

- 接種場所及び接種予定者数（概算）を市町村へ申告
- （嘱託医等の所属医療機関がサテライト型接種実施施設でない場合）接種実施医療機関（接種医）の調整を市町村へ依頼

施設側で行う準備

- 当該施設入所者の接種場所の決定
 - 施設内を想定
- 接種予定者数（概算）を把握
- 接種実施医療機関の調整
 - 嘱託医等の所属医療機関がサテライト型接種施設へ手上げるかどうか確認
- 接種希望の確認（本人（または家族））
- 当該施設の接種予定者リストの作成
- 接種実施医療機関へのワクチン必要数の申告
- 当該施設の接種予定者の接種券（クーポン券）の到着確認
（接種実施医療機関へのワクチン到着予定日の連絡後）
 - 接種日時の決定
 - 接種予定者への連絡

3月前半

接種まで

- ◎ワクチン移送：接種実施医療機関がワクチンを冷蔵<2℃～8℃>で持ち込み
- ◎接種の実施：当該施設の入所者への接種を実施

接種後

- 接種後の入所者の健康観察

サービス種別ごとの接種の進め方③

- 当該施設内で接種を行う場合は、接種医療機関（基本型接種施設又はサテライト型接種施設）がワクチンを冷蔵（2℃～8℃）で持ち込み、接種を実施する

2月

行政側で行う調整

- 施設等内接種を要する施設・人数を介護保険部局がとりまとめ、衛生部局と連携し、郡市区医師会の協力を得て調整

行政との間で行う手続や調整

- 接種場所及び接種予定者数（概算）を市町村へ申告
- （かかりつけ医の所属医療機関がサテライト型接種施設でなく当該施設内での接種を要する場合）接種実施医療機関（接種医）の調整を市町村へ依頼

施設側で行う準備

- 当該施設入所者の接種場所の決定
 - 入居者により接種場所の違いが生じうる
- 接種予定者数（概算）を把握
- （当該施設内実施の場合）接種実施医療機関の調整
 - かかりつけ医が接種実施医療機関の所属であれば当該接種施設へ依頼
- 接種希望の確認（本人（または家族））
- 当該施設の接種予定者リストの作成
- 接種実施医療機関へのワクチン必要数の申告
- 当該施設の接種予定者の接種券（クーポン券）の到着確認
（接種実施医療機関へのワクチン到着予定日の連絡後）
 - 接種日時の決定
 - 接種予定者への連絡

3月前半

接種まで

- ◎ワクチン移送：接種実施医療機関がワクチンを冷蔵<2℃～8℃>で持ち込み
- ◎接種の実施：当該施設内で接種を希望する入居者へ接種

接種後

- 接種後の入所者の健康観察

目次

- ・ 接種の概要・スケジュール
- ・ 高齢者施設の入所者への接種
- ・ 高齢者施設の従事者への接種
- ・ 高齢者施設における今後の進め方
- ・ ワクチン接種についてのQ&A

ワクチン接種についてのQ&A

番号	照会内容	回答
1	高齢者施設での高齢者への接種の際に、65歳未満の方に対して同じタイミングで打つことは可能なのか。	本人の状態又は年齢により「基礎疾患を有する者」、「60～64歳の者」、「上記以外の者」のいずれかに該当します。
2	施設によっては、入居者の住民票所在地がバラバラで、全ての入所者の接種券を集めるのは時間がかかり、独居や家族が高齢で持参できない場合には再発行しなければならず、2度手間となる可能性があります。 施設側で、家族等に同意を得た上で、施設にまとめて接種券をお渡しするか、若しくは、従事者と同様なスキームで接種券の発行が可能でしょうか？	本人・ご家族に同意を得た上で、入居者の住民票所在地の市町村に、施設側が接種券の再発行を申請することは可能です。 医療従事者等の接種券付き予診票は例外的な取扱いのため、高齢者には適用できません。
3	高齢者施設への接種体制が示されているが、高齢者施設以外の施設に入所する高齢者への接種方法は。	追ってお示しします。
4	施設において、入居者と同じタイミングで従事者の接種を行う場合、従事者が市外の居住の場合には事前に届け出が必要でしょうか。	市から接種券が発行される前に接種することとなりますので、従事者が市内・市外のいずれに在住する場合も、施設が接種予定者リストを作成し、リストをもとにして、当市において、接種券付き予診票を発行します。

参考資料・通知

- 厚生労働省WEBページ「新型コロナワクチンについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- 1月28日付国通知「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000730268.pdf>
- 第2回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16252.html